

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 藤岡地域づくり推進課

不利益処分の内容	栃木市藤岡城山コミュニティセンター利用承認の取消し等								
根拠法令等及び条項	栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例第6条								
処分基準	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="292 456 491 510">根拠条項</td> <td data-bbox="499 456 1364 510">栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例第6条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="292 521 491 595">参考事項</td> <td data-bbox="499 521 1364 595"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="292 607 491 680">設定等年月日</td> <td data-bbox="499 607 1364 680">平成22年 3月29日設定 平成25年 4月 1日最終変更</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="292 692 1364 2018"> <p>【 基 準 】</p> <p>栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例抜粋</p> <p>第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はコミュニティセンターの管理上支障があるときは、コミュニティセンターの利用の承認を取り消すことができる。この場合において、利用者に損害が生じても、市は、その補償の責めを負わない。</p> <p>(1) 第4条各号に掲げる事由に該当したとき。</p> <p>(2) 前条の規定に違反したとき。</p> </td> </tr> </table>	根拠条項	栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例第6条	参考事項		設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年 4月 1日最終変更	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例抜粋</p> <p>第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はコミュニティセンターの管理上支障があるときは、コミュニティセンターの利用の承認を取り消すことができる。この場合において、利用者に損害が生じても、市は、その補償の責めを負わない。</p> <p>(1) 第4条各号に掲げる事由に該当したとき。</p> <p>(2) 前条の規定に違反したとき。</p>	
根拠条項	栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例第6条								
参考事項									
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年 4月 1日最終変更								
<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例抜粋</p> <p>第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はコミュニティセンターの管理上支障があるときは、コミュニティセンターの利用の承認を取り消すことができる。この場合において、利用者に損害が生じても、市は、その補償の責めを負わない。</p> <p>(1) 第4条各号に掲げる事由に該当したとき。</p> <p>(2) 前条の規定に違反したとき。</p>									